

# 改正個人情報保護法の 施行に伴う対応について

～改正個人情報保護法のポイント～

# はじめに

## 【凡例】

- 「新法」 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第51条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- 「新規則」 個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和4年個人情報保護委員会規則第4号）による改正後の個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）
- 「条例」 昭島市個人情報保護条例（平成10年昭島市条例第37号）

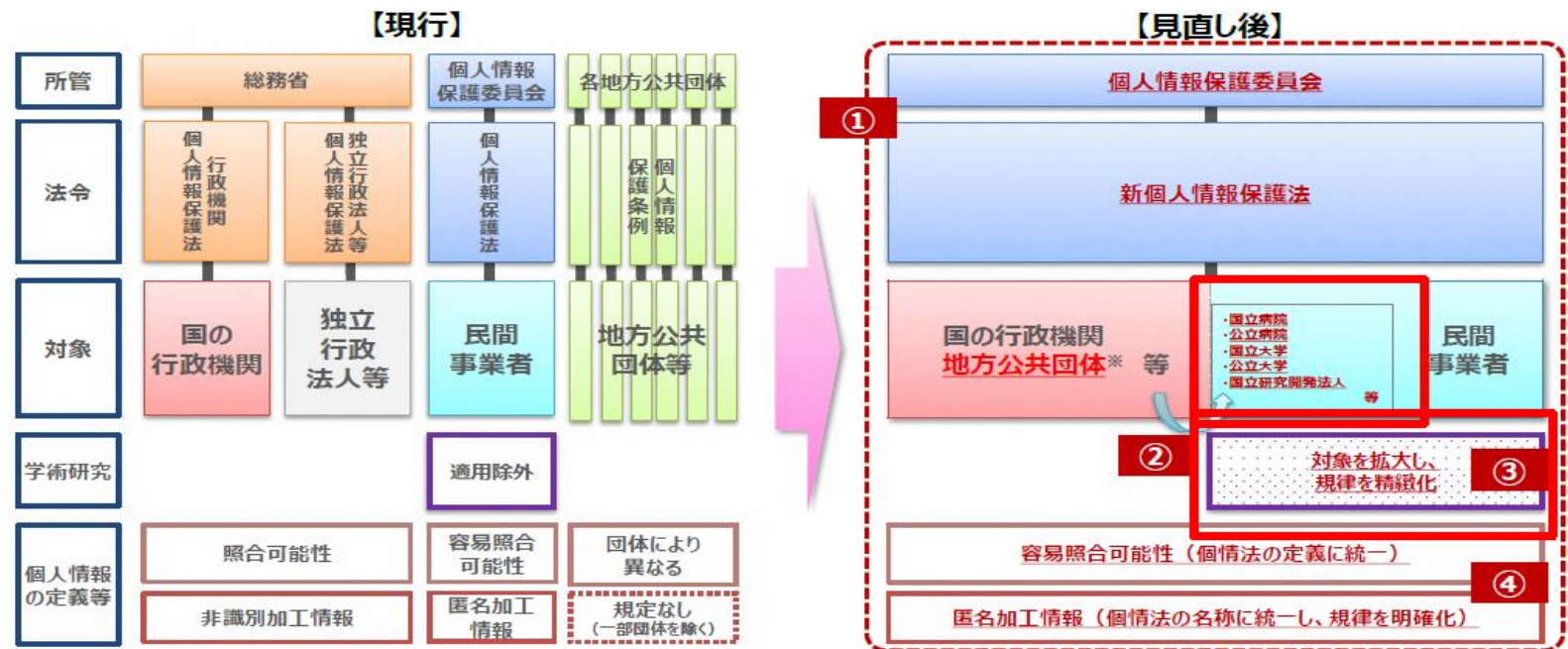
令和3年5月19日 個人情報保護法の改正を含む「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布された。

## 【改正の目的（個人情報保護委員会による7月開催の全国説明会での説明資料より）】

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立・強化
  - 現行法制の不均衡・不整合の是正
  - 個人情報保護委員会による所管の一元化
- 国際的制度調和
  - EUのGDPR（一般データ保護原則）十分性認定
  - DFFT（信頼ある自由なデータ流通）

# 個人情報保護制度の全体像

- 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が1本の法律に統合されるとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールが規定された。
- これにより、個人情報保護制度についての全体の所管が個人情報保護委員会に一元化される。
- 地方公共団体に係る規律は、令和5年4月1日に施行される。



出典：個人情報保護委員会HP（「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布について）

# 新法第5章(公的部門の規律)の適用対象

- 新法第5章(公的部門の規律)は、同章の適用を受ける「行政機関等」及び行政機関等から個人情報取扱いの委託を受けた者に適用される。
- 「地方公共団体の機関」には、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員等の執行機関がそれぞれ該当する。(※)

(※)議会については、適用対象となっていない。

- 「地方公共団体」には、普通地方公共団体のみではなく、一部事務組合や広域連合、財産区等の特別地方公共団体も含まれる。

## 新法第2条第11項

「行政機関等」とは、次の機関をいう。

- (1) 行政機関
- (2) 地方公共団体の機関(議会を除く。)
- (3) 独立行政法人等(新法別表第2に掲げる法人を除く。)
- (4) 地方独立行政法人(試験研究等を主たる目的とするもの又は大学等の設置及び管理若しくは病院事業の経営を目的とするものを除く。)

# 定義関係(個人情報)

- 従来、民間部門と国等の公的部門とで「他の情報との照合性」の基準において、定義に差異があったところ、今回の見直しにより民間部門の定義に統一された。
- 本市では、個人情報の範囲について、解釈において民間部門の定義と同様に取り扱っているため、実務上の影響はない。

## 新法第2条第1項

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)
- (2) 個人識別符号が含まれるもの

## 条例第2条第2号

個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものをいう。

(参考: 従来の国等の公的部門の規定)

「他の情報と照合することができ」

# 定義関係(要配慮個人情報)

- 「思想等に関する個人情報」から「要配慮個人情報」に定義が移行される。
- 本市では、人種や社会的身分、病歴等の条例に直接規定していない情報についても、解釈において、社会的差別の原因となる個人情報(条例第7条第2項)に含まれるものとして取り扱っている。

## 新法第2条第3項

「要配慮個人情報」とは、次のいずれかの情報が含まれる個人情報をいう。

- (1) 人種(民族を含む。)
- (2) 信条(思想、信教、宗教、信仰を含む。)
- (3) 社会的身分
- (4) 病歴
- (5) 犯罪の経歴
- (6) 犯罪により害を被った事実
- (7) その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等

## 条例第7条第2項

実施機関は、次の個人情報(以下「思想等に関する個人情報」という。)については、原則として収集してはならない。

- (1) 思想
- (2) 信教
- (3) 信条
- (4) 社会的差別の原因となる個人情報

# 定義関係(条例要配慮個人情報)

- 地方公共団体の機関においては、要配慮個人情報に含まれる個人情報の他に、地域の特性等により取扱いに特に配慮を要する記述等がある場合には、条例要配慮個人情報として独自の規定を設けることが認められている。
- なお、条例要配慮個人情報について、新法に基づく規律を超えて地方公共団体による取得や提供等に関する固有のルールを付加したり、民間事業者等における取扱いに固有のルールを設けることは、新法の趣旨に照らし認められないとされている。

## 新法第60条第5項

「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報(要配慮個人情報を除く。)のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

# 個人情報取得及び保有関係(利用目的の特定等)

- 個人情報の保有は、当該個人情報を保有することによって遂行しようとする、具体的な事務の遂行に必要な場合に限り認められる。
- また、個人情報の保有に当たっては、その利用目的を特定しなければならず、個人情報の保有は、特定した利用目的の達成に必要な範囲内に限り認められる。
- これらの点は、基本的に条例の規定と同様であるが、特定した利用目的については、保有個人情報の開示を行う場合に開示請求者に対して通知する義務(新法第82条第1項)が新たに課されている。

## 新法第61条第1項

行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令(条例を含む。)の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

## 新法第61条第2項

行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

# 個人情報取得及び保有関係(利用目的の明示)

- 書面等により本人から個人情報を直接取得する際は、原則として、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する義務が新たに課されている。
- 今後は、申請書などの様式や市から送付する案内文に個人情報の利用目的を記載する等の対応が求められる。

## 新法第62条

行政機関等は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、原則として、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

# 個人情報取得及び保有関係(本人からの収集原則)

- 条例において、個人情報は、本人から収集することを原則としているところ、新法においては、これに相当する規定はない。
- 一方で、新法は、個人情報の保有は所掌事務に必要な場合に限定することとし(新法第61条第1項)、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないこととしている(同条第2項)ほか、不適正な利用の禁止(新法第63条)、適正な取得(新法第64条)、安全管理措置(新法第66条第1項)等の定めを置いている。
- 加えて、個人情報ファイル簿の作成及び公表の義務を課しており(新法第75条第1項)、個人情報ファイル簿に基づく開示等の本人関与が可能となっている。
- これらの保有する個人情報の保有制限、安全管理措置及び本人の関与機会の確保を通じて個人情報の保護が既に図られていることから、本人からの収集原則に係る規定を設けることは認められないとされている。

## 条例第7条第3項

実施機関は、個人情報を収集するときは、原則として本人からこれを収集しなければならない。

# 要配慮個人情報の取得及び保有関係（収集に係る制限）

- 条例において、「思想等に関する個人情報」の収集を原則として禁止しているところ、新法においては、これに相当する規定はない。
- 一方で、新法は、要配慮個人情報を含む個人情報全般について、その保有は、所掌事務に必要な場合に限定することとし（新法第61条第1項）、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないこととしている（同条第2項）ほか、不適正な利用の禁止（新法第63条）、適正な取得（新法第64条）等の定めを置いている。
- 新法においては、これらの規定を遵守することにより、要配慮個人情報について適正な取扱いを図ることとなるが、漏えい等により本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、安全管理措置において差異を設けることが考えられる。

## 条例第7条第2項

実施機関は、思想、信教及び信条に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報（以下「思想等に関する個人情報」という。）については、原則として収集してはならない。

# 安全管理措置関係

- 安全管理措置については、個人情報保護委員会が示している「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」を参考に既存の規程等を整備する必要がある。
- 行政機関等における安全管理措置に関する規定は、委託先及び指定管理者（再委託先を含む。）にも適用される（これらの者には、民間部門における安全管理措置に関する規定も適用されることに留意が必要）。

## 新法第66条第1項

行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

## 新法第66条第2項

次の者がそれぞれの業務を行う場合における個人情報の取扱いについて、新法第66条第1項の規定を準用する。

- (1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務
- (2) 指定管理者 公の施設の管理の業務
- (3) (1)又は(2)の者からそれぞれの業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

## 漏えい等の報告等関係（個人情報保護委員会への報告及び本人への通知義務）

- 行政機関等が保有する個人情報に漏えいするなどした場合、これを放置すれば、個人の権利利益が侵害されるおそれがあり、行政機関等に対する国民の信頼も失われることとなりかねない。
- そのため、個人の権利利益を侵害するおそれ大きい事態が生じた場合において、原則として、その旨を個人情報保護委員会へ報告するとともに、本人に対して通知する義務が新たに課されている。

### 新法第68条第1項

行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、原則として、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

### 新法第68条第2項

個人情報保護委員会に報告する場合には、行政機関の長等は、原則として、本人に対し、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。

# 漏えい等の報告等関係（報告等が必要となる事態）

- 個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が必要となる事態については、個人情報保護委員会規則に定めが置かれている。

## 新規則第43条

個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損（以下「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (5) 条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

# 利用目的以外の目的のための利用及び提供

- 条例の規定と同様、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報から自ら利用し、又は提供することは禁止されている（新法第69条第1項）。
- その上で、例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供を認めている。

## 新法第69条第2項

行政機関の長等は、次のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、これによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 行政機関等が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、提供を受ける者が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (4) (1)から(3)までのほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

# 個人情報ファイル簿関係(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

- 行政機関等が保有している個人情報ファイルについては、原則として当該個人情報ファイルごとに個人情報ファイル簿を作成し、公表する義務が新たに課されている。
- 個人情報ファイル簿を作成する必要がある個人情報ファイルには、システムで管理している個人情報のほか、表計算ソフトや帳簿で管理している個人情報も含まれる。
- なお、個人情報ファイルに含まれる個人情報に係る本人の数が1,000人未満のものなど、一定の場合には、個人情報ファイル簿の作成及び公表は不要とされている。

## 新法第75条第1項

行政機関の長等は、原則として、その保有している個人情報ファイルについて、それぞれ個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。

## 新法第60条第2項

「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次のものをいう。

- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- (2) (1)のほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

# 個人情報ファイル簿関係（個人情報ファイル簿の記載事項）

- 個人情報ファイル簿に記載する事項については、以下の個人情報保護委員会が示している標準様式第1－5のとおり。

＜標準様式第1－5＞ 個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

|                               |       |
|-------------------------------|-------|
| 個人情報ファイルの名称                   |       |
| 行政機関等の名称                      |       |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 |       |
| 個人情報ファイルの利用目的                 |       |
| 記録項目                          |       |
| 記録範囲                          |       |
| 記録情報の収集方法                     |       |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨           |       |
| 記録情報の経常的提供先                   |       |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地          | （名 称） |
|                               | （所在地） |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等  |       |

|                                              |                                     |                                   |
|----------------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------|
| 個人情報ファイルの種別                                  | □法第60条第2項第1号<br>（電算処理ファイル）          | □法第60条第2項第2号<br>（マニュアル処理フ<br>ァイル） |
|                                              | 政令第21条第7項に該当す<br>るファイル<br><br>□有 □無 |                                   |
| 行政機関等匿名加工情報の提<br>案の募集をする個人情報フ<br>ァイルである旨     |                                     |                                   |
| 行政機関等匿名加工情報の提<br>案を受ける組織の名称及び所<br>在地         |                                     |                                   |
| 行政機関等匿名加工情報の概<br>要                           |                                     |                                   |
| 作成された行政機関等匿名加<br>工情報に関する提案を受ける<br>組織の名称及び所在地 |                                     |                                   |
| 作成された行政機関等匿名加<br>工情報に関する提案をするこ<br>とができる期間    |                                     |                                   |
| 記録情報に条例要配慮個人情<br>報が含まれているときはその<br>旨          |                                     |                                   |
| 備 考                                          |                                     |                                   |

# 個人情報ファイル簿関係（個人情報取扱事務の届出）

- 条例において、個人情報に係る本人の数にかかわらず、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、個人情報取扱事務届出書を作成し、公表することとしている。
- 新法においても、個人情報取扱事務の届出に係る制度について、引き続き維持することができる旨定められている。
- 個人情報取扱事務届出書と個人情報ファイル簿とは類似の制度であるため、個人情報ファイル簿について、個人情報取扱事務の届出に係る制度との整合を図ることで、個人情報ファイル簿に一本化することも考えられる。

## 新法第75条第5項

地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。

## 条例第8条第1項

実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、市長に届け出なければならない。

## 条例第9条第1項

実施機関は、届出があった事項について、公表するものとする。

# 開示、訂正及び利用停止に係る請求関係(開示請求①)

- 開示請求について、①本人の委任による代理人(以下「任意代理人」という。)からの請求及び②郵送による請求が新たに認められている。
- これらのことは、訂正及び利用停止に係る請求についても同様。
- 任意代理人からの請求や郵送による請求においては、なりすましの防止といった観点から、適切に本人確認を行うほか、開示の方法を工夫するなど合わせて、本人の権利利益を損なうことのないよう対応する必要がある。
- なお、任意代理人からの請求や郵送による請求を実質的に制限することとなるような規定を条例で設けることは、認められないとされている。

## 新法第76条第2項

未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。

## 条例15条第2項

未成年者の法定代理人又は成年被後見人は、本人に代わって開示請求をすることができる。

# 開示、訂正及び利用停止に係る請求関係（開示請求②）

- 開示請求に係る保有個人情報について、当該保有個人情報に含まれる情報を開示するか否かは、新法第78条第1項各号に掲げる情報に該当するか否かにより判断することとなる。
- 一方で、新法においては、一定の要件の下、情報公開条例との整合性を確保するため、当該情報公開条例に規定されている特定の情報について、条例で定めることにより、新法と異なる運用をすることが認められている。

## 新法第78条第1項（同条第2項の規定による読替え後）

行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 新法第78条第1項各号に掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）
- (2) 行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの

# 開示、訂正及び利用停止に係る請求関係(開示請求③)

- 条例において、開示等の決定を原則として14日以内にすることとしているところ、新法においては、30日以内とされている。
- この点、原則を14日以内に短縮する規定を独自に設けることは認められているが、この場合であっても、延長することができる期間は30日が上限とされているため、「14日以内+46日以内」とする現行の規定を維持することはできない。
- そのため、原則を14日以内に短縮するような独自の規定は設けず、運用において、引き続き原則14日以内に開示等の決定をすることを予定している。

## 新法第83条第1項

開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。

## 新法第83条第2項

行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、更に30日以内に限り延長することができる。

## 条例第17条第1項

実施機関は、開示請求書を受理した日の翌日から起算して14日以内に開示等の決定をするものとする。

## 条例第17条第3項

実施期間は、やむを得ない理由があるときは、開示請求書を受理した日の翌日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。

# 開示、訂正及び利用停止に係る請求関係（開示請求④）

- 開示請求に係る手数料の額については、条例に委任されている。
- 現行の規定のとおり、手数料の額を無料とした上で、開示を写しの交付による方法とした場合には、当該写しの交付を受ける者に対して、当該写しの作成に要する費用を負担させる旨の規定を設けることを予定している。

## 新法第89条第2項

地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。

## 条例第28条第1項

個人情報の開示に係る費用については、無料とする。

## 条例第28条第2項

個人情報の開示を写しの交付の方法により行うときは、当該写しの交付を受ける者は、当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

# 開示、訂正及び利用停止に係る請求関係(訂正請求)

- 条例において、訂正請求をする際には、事実確認に関する書類等を提示させる義務を課しているところ、新法においては、これに相当する規定はない。
- また、実施機関が事実確認に関する書類等又はその写しの提出を求めることができる旨の条例の規定についても同様。
- これらについて、独自の規定を設けることは、請求者に対して一方的に訂正を求める内容が事実と合致することの立証責任を課すこととなり、訂正請求ができる場合を実質的に制限するものであるとして、認められないとされている。
- なお、独自の規定を設けなくとも、保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を、根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要があるとされている。

## 条例第25条第2項

訂正請求をしようとする者は、訂正等請求書の提出に併せ、当該訂正請求により訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等(以下「事実確認に関する書類等」という。)を提示しなければならない。この場合において、実施機関は、必要と認めるときは、提示された事実確認に関する書類等又はその写しの提出を求めることができる。

# 行政機関等匿名加工情報関係

- 行政機関等匿名加工情報について、提案の募集をする義務が新たに課されている。
- なお、都道府県及び指定都市以外の地方公共団体の機関にあつては、当分の間は、任意とされている（新法附則第7条）。

## 新法第60条第3項

「行政機関等匿名加工情報」とは、個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部を加工して得られる匿名加工情報をいう。

## 新法第2条第6項

「匿名加工情報」とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

## 新法第111条

行政機関の長等は、定期的に、その保有している個人情報ファイルについて、行政機関等匿名加工情報を供しようとする事業に関する提案を募集するものとする。

# 審議会関係(審議会の位置付け)

- 新法においても、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合には、条例で定めるところにより、審議会に諮問することができる旨定められている。
- 一方で、今回の見直しにより、地方公共団体の個人情報保護制度についても、新法の規律を直接適用し、その解釈を個人情報保護委員会が一元的に担う仕組みが確立された。
- そのため、現在、条例において諮問事項とされているような個別の事案の新法に照らした適否の判断について審議会に諮問することは、今回の見直しの趣旨に反し、認められないとされている。
- 今後の審議会の在り方については、検討が必要となる。

## 新法第129条

地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

# 審議会関係(条例に定められている諮問事項)

- 新法において、審議会への諮問が認められないとされているもの

- 思想等に関する個人情報の収集(条例第7条第2項第2号)
- 本人以外からの個人情報の収集(条例第7条第3項第8号)
- 個人情報の目的外利用(条例第13条第2項第6号)
- 個人情報の外部提供(条例第13条第2項第6号)
- 電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供(条例第14条第2項ただし書)

- 新法においても、引き続き、審議会への諮問が認められるもの

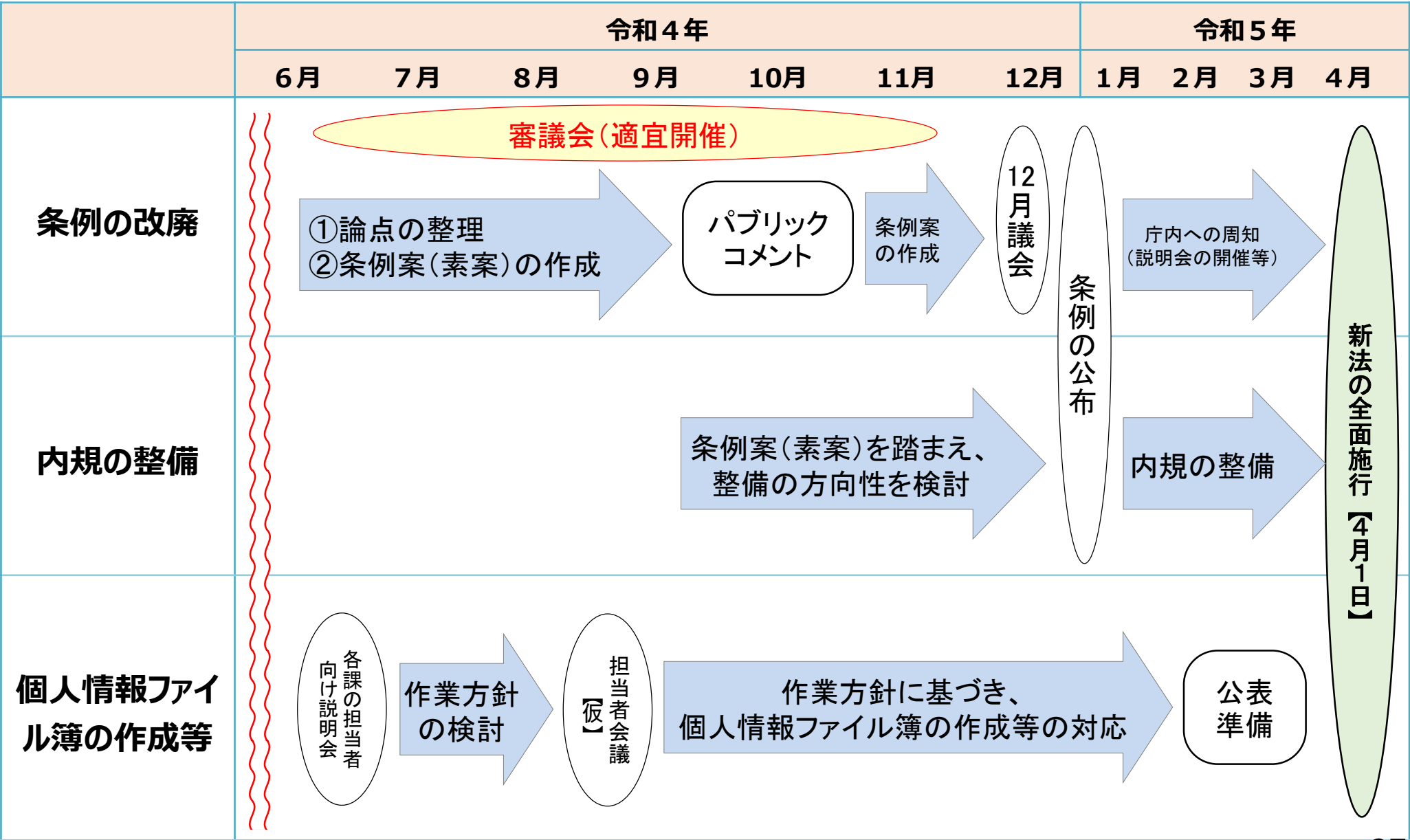
- 情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要事項(昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会条例第2条第1項)

# 条例改正関係

- 条例に規定することを検討している主な事項

- 定義に関する規定
- 理念に関する規定
- 個人情報ファイル簿の作成対象に関する規定
- 開示請求に係る手数料の額に関する規定
- 審議会に関する規定
- 個人情報保護制度に係る運用状況の公表に関する規定

(参考①) 今後のスケジュール(案)



## (参考②)個人情報保護委員会から示されている資料

- 新法について、個人情報保護委員会から以下の資料が示されている。  
【個人情報保護委員会HP: <https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>】

- 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)
- 個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)
  - ✓ 行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針
  - ✓ 地方公共団体における個人情報ファイル簿の作成について
  - ✓ 個人情報保護法の施行に係る関係条例の条文イメージ 等
- 個人情報の保護に関する法律についてのQ & A (行政機関等編)